同種工事とは、以下の(ｱ)の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

(ｱ)・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
・階数　地上５階建以上
・規模　延べ面積　4,500㎡以上

ただし、共同企業体の構成員のうちの１社が、上記(ｱ)の要件を満たす同種工事の実績を有していればよい。なお、共同企業体のその他の構成員は、平成13年度以降に元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること。

同種工事とは、以下の(ｲ)の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）の実績を有すること。

(ｲ)・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
・階数　地上３階建以上
・規模　延べ面積　1,000㎡以上

(ｱ)及び(ｲ)の建物用途において同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は、工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないもの（工事成績評定の対象となっていない工事も除く。）を除く。※工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙４に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。（以下同じ。）

(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１級建築施工管理技士若しくは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力等を有するものと認定した者であること。

②　平成13年度以降に、元請けの技術者として上記(5)(ｱ)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、１人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないもの（工事成績評定の対象となっていない工事も除く。）を除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。但し、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

(9)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
(ｲ)　親会社と子会社の関係にある場合
(ﾛ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｲ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。
(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(ﾛ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項等

(1)　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性：15点
②　施工体制確保の確実性：15点

２）技術提案（加算点）
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　品質の向上：36点
◆社会的要請に関する事項
④　環境の維持：12点
⑤　特別な安全対策：12点

(2)　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、(ｱ)の要件に該当する者のうち、(ｲ)によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は(ｳ)による。）を落札者とする。

(ｱ)　評価対象要件
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(ｲ)　評価方法
①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。
②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。
③　評価項目及び得点配分　評価項目（(1)①～⑤）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑤における評価点の合計点を加算点とする。

(ｳ)　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3)　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。